

学校いじめ防止基本方針

～わたしたちは いじめを しない させない 見逃さない～

令和7年度

高島市立高島小学校

－ 目 次 －

I いじめ対策の基本的な考え方	P 2
1. はじめに	
2. いじめの防止等の対策に関する基本理念	
3. いじめの定義（法第2条より）	
4. いじめの認知	
II 学校における施策	P 4
1. 学校の基本的施策	
2. 学校の取組（詳細は別添1に記載）	
3. いじめの防止等の対策のための組織（詳細は別添2に記載）	
4. 行動計画および年間計画（詳細は別添3に記載）	
5. 重大な事態への対処	
6. 学校いじめ防止基本方針の点検と見直し	
（別添1）学校の取組	P 5
（別添2）いじめの防止等の対策のための組織	P 8
（別添3）行動計画および年間計画	P 9

I いじめ対策の基本的な考え方

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本方針は、児童の尊厳を保持する目的の下、学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第13条の規定に基づき、国の基本方針を参酌し、本校における「学校いじめ防止基本方針」を定めるものである。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

3 いじめの定義(法第2条より)

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」(法第2条より)とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

4 いじめの認知

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見える

ことでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、触法行為や犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に高島市子ども家庭相談課や警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに高島市子ども家庭相談課や警察に通告または通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に高島市子ども家庭相談課や警察に相談・通告または通報の上、それらの機関と連携した対応を取ることが必要である。

Ⅱ 学校における施策

Ⅰ 学校の基本的施策

学校の基本的施策として、①道徳教育及び体験活動等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進等の施策に取り組むこととする。

また、個別のいじめへの対処については、①いじめの事実確認、②いじめを受けた児童またはその保護者に対する支援、③いじめを行った児童に対する指導またはその保護者に対する助言等の措置を行うこととする。いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときには警察と連携して対処するものとする。

2 学校の取組（詳細は別添Ⅰに記載）

学校は、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

3 いじめの防止等の対策のための組織（詳細は別添2に記載）

学校は、法第22条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」として、学校におけるいじめの防止や早期発見、及びいじめへの対処等に関する措置を実効的・組織的に行うため、その中心的な役割を担う常設の組織「いじめ防止対策委員会」をおくこととする。

4 行動計画および年間計画（詳細は別添3に記載）

学校におけるいじめの防止や早期発見、及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、行動計画及び年間計画を作成、推進することとする。

また、いじめ対策委員会が中心に点検し、必要に応じて見直すこととする。

5 重大な事態への対処

本校に在籍する児童に、生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある、また、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、事実関係を明確にするための調査や市教育委員会への報告等、法や国の基本方針および「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改定文部科学省）」に基づいて適切に対応することとする。

6 学校いじめ防止基本方針の点検と見直し

より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているかを、いじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すこととする。

当委員会は学期に1回開催し、取組のチェックと必要に応じた計画の見直しを行う。また、学校評価において、全職員がいじめ問題への取組等について自己評価を行うと共に、それを受けて委員会では基本方針の見直しや「ストップいじめ行動計画・年間計画」の見直しを行う。

(別添Ⅰ) 学校の取組

Ⅰ. 学校の取組

(Ⅰ) 教職員が一丸となって取り組む学校づくり

①正義感や人権尊重の意識等の育成

全教職員が、それぞれの指導場面で好機を逸せず、毅然とした態度で指導し、児童の正義感や人権尊重の意識等を育成します。

②わかる授業、すべての児童が参加・活躍できる授業の創造

わかる授業、すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫しながら「自己存在感」「共感的人間関係」「自己決定力」を育みます。

③道徳教育や特別活動の充実

道徳教育を充実させ、「正義」と「思いやり」、「生命の尊重」などの心情を育みます。また、特別活動等で他の児童や大人との関わり合いの場を設定し、児童自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくこと、互いに関わり絆づくりを進めていることができるような場や機会を提供します。

④認め合い、相談できる集団づくり

一人ひとりの違いを認め合い、悩んだときに友だちに相談できる雰囲気になった学級や集団づくりに努めます。

⑤児童との信頼関係づくり

児童が悩みを気軽に相談できるよう、日頃から信頼関係づくりに努めます。

⑥児童による主体的な活動の展開

学級活動や児童会活動等において、いじめ対策にかかる取組などを児童主体の協議によって展開し、いじめの問題を自分たちの問題として受け止められるように支援します。

(Ⅱ) いじめの未然防止と早期発見、指導体制の強化(①気づく→②共有する→③速やかに対応する)

①些細な変化を見逃さない取組

子どもの些細な変化を見逃さないように、授業時間以外においても挨拶や声かけを積極的に行うなど、児童とのふれあいに努めます。

②児童へのアンケートの実施

アンケートを学期に1回は実施し、いじめをはじめとする児童の悩みや訴えを早期に把握します。児童の実態に応じて、アンケートの調査項目、実施時期、実施方法(記名、無記名による実施)等を工夫し、児童の実態の把握に努めます。

③いじめの事実確認

いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている児童から聴き取るとともに、周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握します。なお、保護者対応は、複数の教職員で対応し、事実に基づいて丁寧に行います。短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指導のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行います。

④教育相談の実施

教育相談を定期的実施し、いじめをはじめとする悩みや課題を児童の心情に寄り添い共感的な理解に努めます。また、担任だけでなく多くの教職員がかかわっていけるような教育相談の工夫を行います。

⑤情報交換会等の実施

全教職員が児童の些細な変化や悩みについて情報を共有できるよう定期的に情報交換会を行い、組織的に指導、支援を行います。

⑥「報告、連絡、相談、確認、記録」の徹底

日頃から「報告、連絡、相談、確認、記録」を徹底し、全教職員が速やかに情報を共有して対応できる体制を整備します。

⑦全教職員による組織的な対応

いじめを把握した際は、直ちに対策委員会を開き、速やかに方針を決定し、組織的に対応します。

⑧スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関との連携

日頃からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育委員会や各関係機関等との連携を密に図り、いじめが発生した際は、迅速かつ適切に協働していじめの早期解決および事後のケアに取り組めます。また、ネット上でのいじめへの対応で学校単独では困難と判断した場合は、学校設置者と相談しながら考えていきます。

⑨インターネットを通じて行われるいじめへの対処

教職員がインターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導に取り組めます。未然防止には学校だけの取組では限界があるため、保護者へインターネットの危険性と連携の必要性を呼びかけながら取組を進めます。

⑩いじめの解消

「いじめの解消」は、原則として、いじめの発生から3か月間、いじめと疑われる事案が発生しなかった場合に認められる。その3か月間は全教職員で、被害児童、加害児童、周りの児童の様子について、より注意深く見守っていく。3か月間、気になる様子がなければ、児童・保護者に面談等で確認し、「いじめの解消」とするが、その後も継続的に、被害児童、加害児童、周りの児童の様子については、注意深く見守っていく。

(3) 職員研修の充実

①指導力の向上

児童や保護者、地域から信頼される教師を目指し、県や市が主催する研修会に参加するなど自ら積極的に研修を積み重ねることで、指導力の向上を図ります。

②校内研修の充実

児童や保護者の思いや気持ちを受け止め、十分に理解するための教育相談や生徒指導の研修、いじめの定義の周知徹底をはじめとしたいじめに関する職員研修会を実施します。

2. 家庭との連携

(1) 保護者と学校が一体となった学校づくり

学校の取組や児童の様子を今まで以上に学校便りや学年通信等で情報発信を行い、保護者と学校が一体となった学校づくりを進めます。

(2) 保護者との協力

保護者との連絡をより密にして、児童の些細な変化や悩みを早期に気づき、保護者と協力し合いながらいじめの未然防止、早期発見に取り組みます。また、保護者アンケートを実施するなど教職員と保護者が児童の様々な課題（インターネット上のいじめを含む）等に対して、共通認識をもてるように取り組みます。

3. 地域との連携

(1) 学校運営協議会との連携

校長が学校運営全般について意見を聞くことができる学校運営協議会に対して、いじめ対策にかかる取組状況を積極的に相談し、幅広い意見を求めるなど学校の取組内容を確認します。

(2) 民生委員・児童委員との連携

高島民児協の定例会等で学校情報の発信に努めるとともに、授業参観時のみならず昼休みや掃除等での学校参観の機会を増やしながら、児童の実態について理解を求めます。

(3) 地域への働きかけ

学校の取組や児童の様子を学校便りやホームページ等で積極的に地域へ情報発信を行い、児童に関する課題について、理解と協力を求めます。

(別添2) いじめ防止等の対策のための組織

「いじめ防止対策委員会」

【構成】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年部代表者、養護教諭の他、校長が指名する職員によって構成する。校長の判断により必要に応じて、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者を参加させることがある。委員会は、学期に 1 回開催する。

いじめ防止対策委員会は、学校がいじめの問題に取り組むに当たって中心的な役割を担う。具体的には、以下の役割を担うこととする。

【役割】

- 1 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中心的な役割
- 2 いじめの相談・通報の窓口としての役割
- 3 いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う役割
- 4 いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中心的な役割
- 5 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、専門的な知識を有する者等との連携をとる役割（メンタルヘルス・ケア等への配慮）

令和7年度ストップいじめ行動計画

高島市立高島小学校

わたしたちは、いじめ を しない させない 見逃さない

教 員

いじめを許さない学校づくりに一丸となって取り組みます

- 授業を通じて「自己存在感」「共感的人間関係」「自己決定力」を育む。
- 道徳教育、人権教育を通じて、「正義」「思いやり」の気持ちを育む。
- 悩みを気軽に相談できるよう、日頃からの児童との信頼関係作りに努める。

未然防止と早期発見に努めます

- 児童の些細な変化を見逃さない。
- いじめを見逃さないよう学期に1回のいじめアンケートを継続実施し、気になる児童に関して共通理解を図り指導する。
- 「ふれあい旬間」として児童との個別懇談を1・2学期に実施し、教育相談を適宜行う。
- 保護者や地域(学童保育、スポーツ少年団のリーダー等)との情報交換を密にする。

職員研修の充実を図ります

- 年度初めに、いじめに関する研修を実施し、教職員の意識点検をする。
- 夏休みに全県生徒指導連絡協議会の伝講を兼ねて、生徒指導に関する研修を実施する。
- 学期に1度「子どもを語る会」を継続実施し、児童の実態把握と教職員の共通理解を図る。
- 進級・進学に当たって、3学期に申し送り事項を共通理解、共通実践できるよう研修の場を設定する。

指導体制の強化に努めます

- 学校長の指揮の下、生徒指導推進委員会を中心に対応を協議し実行する。
- 「報告」「連絡」「相談」「確認」「記録」が機能した校内体制を充実させる。
- カウンセラー、相談員、市教委、外部関係機関との連携を図る。

説明責任を果たします

- 被害、加害の保護者に「事実の報告」を行い、「解決に向けた学校の取組」についての理解と協力を求める。
- 学校・学年・学級通信・ホームページ等により、いじめ問題にかかわる学校での取組を分かりやすく発信する。

子ども

いじめのない楽しい学校をつくります

- 挨拶や適切な言葉遣いができるようにする。
- だれとでも仲良く接する。
- いじめの現場を見たら、止める。誰かに知らせる。
- 相手の気持ちを考えて行動する。

学級活動などに意欲的に取り組みます

- 児童会、委員会、学級で、いじめをなくす運動をすすめる。
- 児童集会などで全校に呼びかける。

先生や保護者の話を素直に聞きます

- みんなの約束を決めて守る。
- 反省したことを行動につなげる。

保護者・地域

子どもを見守り、向き合います

- 積極的に挨拶を交わす。
- 親子のふれあいの時間を大切にする。
- じっくりと子どもの話を聴く。
- 地域との連携を密にする。

学校と協力し解決にあたります

- 保護者アンケートを実施し、いじめの早期発見につなげる。
- 心配なことがあれば、積極的に学校に相談する。
- 子どものケアを最優先に、学校と協力して問題解決に当たる。

令和7年度「ストップいじめ行動計画・年間計画」

(高島市立高島小学校)

月	教職員・児童生徒の取組や活動	地域の取組や活動
4月	☐ 情報交換、指導記録の引継【学年会】 ☐ 自己点検シートを使った研修【校内研修】 ☐ 教職員による下校時の送り ☐ 学級開き、人間関係づくり、学級のルールづくり【学級活動】	
5月	☒ 教育相談週間【児童との個別面談】 ☒ いじめを許さない学級づくり【学級活動】 ☐ 児童集会 ☐ 子どもを語る会 ☐ 生徒指導部会	☐ 保護者へのいじめ対策についての説明と啓発【配信】
6月	☒ いじめアンケート 保護者向けSOSアンケート ☐ 生徒指導部会	
7月	☐ 生徒指導部会	☐ 1学期の反省と今後の取組についての協議【学校運営協議会】
8月	☐ 生徒指導に関する研修【校内研修】	
9月	☐ 夏休み明けアンケート ☐ 子どもを語る会 ☐ 人権標語の取組 ☐ 生徒指導部会	
10月	☐ 生徒指導部会 ☐ スマホ講座	☐ 運動会への参加・参観
11月	☒ いじめアンケート 保護者向けSOSアンケート ☒ 教育相談週間【児童との個別面談】 ☐ 生徒指導部会	
12月	☐ 人権集会【児童集会】 ☐ 生徒指導部会	☐ 2学期の反省と今後の取組についての協議【学校運営協議会】
1月	☐ 教職員による下校時の送り ☐ SSWによる命の学習会(6年) ☐ 生徒指導部会	
2月	☒ いじめアンケート 保護者向けSOSアンケート ☐ 生徒指導部会	
3月	☐ 情報交換、指導記録の引継【小中連絡会】 ☐ 生徒指導部会	☐ 3学期の反省と今後の取組についての協議【学校運営協議会】
年間を通して	☐ 教職員による朝のあいさつ運動【毎日】 ☐ 休み時間・昼休みの校内巡視【毎日】 ☒ 情報交換会【毎週月曜日放課後の打ち合わせ】 ☐ 情報交換会【職員会議】 ☐ 小中合同の情報交換会【毎月】 ☐ 児童生徒による朝のあいさつ運動【毎学期】	☒ 家庭でのあいさつ、早寝早起き朝ごはんへの取組【毎日】 ☒ 少年補導委員、民生委員による登校時の立ち番【毎月2回】 ☐ 民生委員による校舎巡回【毎月2回】 ☐ スクールガードによる下校時の送り、立ち番【随時】 ☐ 学童保育所職員との情報交換【随時】 ☐ スポ少指導者との情報交換【随時】 ☐ 民生委員との懇談【年1回】

□:教職員の取組や活動 ○:児童生徒の取組や活動 △:保護者ボランティアの取組や活動 ◇:地域の取組や活動
 (特に重点的に取り組む内容については、■、●、▲、◆のマークを付ける)